

島根県における福祉サービス第三者評価の次期数値目標の設定について

(島根県健康福祉部地域福祉課)

1 数値目標設定の経緯

平成29年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から第三者評価について改善すべき事項が指摘

↓

全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」で検討

↓

その結果を踏まえ、厚生労働省が、高齢者福祉サービス事業所及び障害福祉サービス事業所における第三者評価の実施に係る留意事項の通知を发出

(留意事項通知抜粋)

高齢者福祉サービス（障害福祉サービス等）全体の数値目標に加えて、次表の全てのサービス区分ごとの数値目標を設定すること。ただし、当面は、現在のサービス区分ごとの事業の実施状況や評価機関の確保等を勘案して、全てのサービス区分ではなく、一部のサービス区分で数値目標を設定することとしても差し支えないこと。

2 H30年度に設定した数値目標

区 分	R 元	R2	R3
高齢者	3	4	5
障がい	1	2	3

3 令和元～3年度の実績

区 分	R 元	R2	R3
高齢者	11	6	2
障がい	7	2	1

4 令和4年度以降の数値目標について

- ・ 高齢者分野における令和4年度の目標値は、新型コロナの影響を踏まえ令和3年度を上回る **3件**とし、その後は前年を上回る件数とする。
- ・ 障がい分野における令和4年度の目標値は、新型コロナの影響を踏まえ令和3年度を上回る **2件**とし、その後は前年を上回る件数とする。

区 分	R4	R5	R6
高齢者	3	4	5
障がい	2	3	4